

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	9-8	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第26条の4第1項、第3項	不利益処分の種類	検体の採取等	
<p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日法律第114号)</p> <p>(検体の採取等)</p> <p>第26条の4 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第15条第3項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第15条第3項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5～8 (省略)</p> <p>(書面による通知)</p> <p>第36条 都道府県知事は、第26条の3第1項若しくは第3項、第26条の4第1項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項又は第31条第1項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由その他同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならない。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)</p> <p>第15条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第1項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。</p> <p>一～三 (省略)</p> <p>四 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症を人に感染させるおそれが</p>						

ある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体  
五～十二 (省略)  
4～12 (省略)

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年12月28日号外厚生省令第99号)

(書面により通知すべき事項)

第19条 法第36条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該措置の対象となる場所、区域、物件、死体又は生活の用に供される水(以下この項において「生活用水」という。)
  - 二 検体の取去、検体の採取、消毒若しくは駆除の措置又は物件措置(物件の移動の制限及び禁止の措置を除く。)にあっては、当該措置を実施する日時又は実施すべき期限及びその方法
  - 三 物件若しくは死体の移動又は生活用水の使用若しくは給水の制限の措置にあっては、その期間及び制限の内容
  - 四 物件若しくは死体の移動又は生活用水の使用若しくは給水の禁止の措置にあっては、その期間
- 2 前項の規定は、法第36条第3項において同条第1項の規定を準用する場合について準用する。
- 3～4 (省略)